

未来進歩党 政策調査会規則

第 1 章(目的)

第 1 条(目的)

- 本規則は、党規約 16 条 7 項の規定に基づき、党政策調査会の運営に必要な事項について定める。

第 2 章(概要)

第 2 条(政策調査会の設置)

- 本党に政策調査会を設置し、政策調査会長(以下、「政調会長」という)を設定する。

第 3 条(政調会長)

1. 政調会長は、代表権を持つ代表等の承認の下に政策調査会を招集するほか、代表権のある代表等全員を補佐して党の政策決定業務全般を監督する。
2. 政調会長は代表権を持つ代表等の合議により指名され、当該候補は党幹事会の承認により選任される。
3. 政調会長は常任幹事会の構成員でなければならない。
4. 政調会長の任期は、選任された日から現在の代表権を持つ代表等の残りの任期と同一である。

第 4 条(政策調査会の構成)

1. 政調会長は、常任幹事会の承認の下、政策調査会の構成員である政策調査会員、政策調査会長代行など政策調査会の役員その他の必要な役職を選任することができる。
2. 政調会長は、必要に応じ、政策調査会に所属する部会を設立し、部会長を選任することができる。

3. 政策調査会の定員は党幹事会構成員の総数以下とする。

第5条(政策調査会の役割と権限)

- 政策調査会は常設の政策調査及び審議機関として、党の政策決定を統括する。

第3章(政策調査会の運営)

第6条(総会の招集)

1. 政策調査会の総会(以下、「総会」という)は、政調会長が必要に応じ召集する。
2. 政策調査会の役員又は全政策委員の3分の1以上の請求があった時は、政調会長は2週間以内に総会を招集しなければならない。
3. 総会は、原則として毎回1日とし、政調会長が必要と認めれば、複数日にわたる開催を認める。
4. 政調会長は、所属する各部会長に対して当該部会の招集を命ずることができる。
5. 政調会長に所属する各部会の会長(以下、「部会長」という)は、政調会長から当該部会の招集を命ぜられた場合、2週間以内に部会を招集しなければならない。

第7条(総会における議決)

1. 総会は、構成員の過半数の出席(委任及びオンライン等での出席を含む)により成立し、議決は出席者の過半数の賛成をもって決する。
2. 総会構成員の議決権は、一人一票とする。
3. 政調会長は出席者の3分の2以上の賛成がある場合を除いて、当該議決に対して拒否権を持つ。
4. 一度政調会長が拒否した議案は、総会において出席者の3分の2以上の請求があった場合でない限り、3か月間は再提出できない。

第8条(総会における議決の報告)

- 政調会長は、総会により議決された議案の内容を、議決後初めて開催される幹事会に報告しなければならない。

第 9 条(政策調査会事務局)

- 政策調査会は、その職務を遂行するため、党事務局長の承認の下、党本部事務局の中から政策調査会の事務局員を任命することができる。

第 10 条(秘密の保持)

- 政調会長及び政策委員並びに政策調査会の事務局員は、党事務局長の承認なく総会で議決されたこと以外の情報を政策調査会の外部に漏洩してはならない。

第 4 章(部会)

第 11 条(部会長)

1. 各部会長は、当該部会を招集し、意見集約を行う。
2. 各部会長の任期は、選任された日から現在の政調会長の残りの任期と同一である。

第 12 条(構成)

1. 各部会長は、政調会長の承認の上、部会の構成員である部会員及び必要な役員を選任することができる。
2. 各部会の定員は総会が決定する。

第 13 条(役割と任務)

1. 各部会は政策調査会に所属する政策審議機関として、特定の政策分野に関する党内の意見集約を行う。
2. 各部会長及び所属部会員は、意見の集約に努め、政調会長から求められた期限内に部会の意見を政調会長に提出しなければならない。

第 14 条(招集)

1. 部会は、部会長が必要に応じ招集する。
2. 部会役員の 3 分の 1 以上又は部会員の 3 分の 1 以上の請求があった時は、部会長は 2 週間以内に部会を招集しなければならない。

第 15 条(議決)

1. 部会は、構成員の過半数の出席(委任及びオンライン等での出席を含む)により成立し、議決は出席者の過半数の賛成をもって決する。
2. 部会構成員の議決権は、一人一票とする。
3. 賛否同数の場合は、部会長が決定を行う。

附則

第 1 条

- 本規則は、党幹事会の決定をもって改正することができる。

第 2 条

- 本規則は、党幹事会による決定と同時に発効する。

沿革

2024 年 6 月 25 日制定、同日施行

2025 年 10 月 21 日名称変更及び改訂、同年 11 月 1 日施行